

# 社会福祉法人なづな学園 役員等報酬規程

VI. 2

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人なづな学園（以下「当法人」という）定款第9条及び第23条並びに評議員選任・解任委員会運営規則第6条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）並びに評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものとする。

## (報酬)

第2条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、以下に定める基準額を評議員会にて決定し、各人に支給する。尚、別途賞与の支給は行わない。

2 役員等の報酬については、各年度の総額が3,500,000円を超えない額とする。

## (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が評議員会・理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬及び費用弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬（日額）	費用弁償（日額）
理事会出席報酬等	10,000円	1,000円

2 前項本文の規程に関わらず、理事会をリモート（WEB会議、テレビ会議、電話会議を含む）の方法により開催し、又は、理事会において書面による決議を行う場合においては、費用弁償は支払わないものとする。

3 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬及び費用弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬（日額）	費用弁償（日額）
評議員会出席報酬等	10,000円	1,000円

4 前項本文の規程に関わらず、評議員会をリモート（WEB会議、テレビ会議、電話会議を含む）の方法により開催し、又は評議員会において書面による決議を行う場合においては、費用弁償は支払わないものとする。

5 理事長に対しての理事会・評議員会への出席報酬は支払わないものとする。

6 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第4条 評議員選任・解任委員会の委員が同会に出席したときは、次により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員選任・解任 委員会 出席報酬等	10,000円	1,000円

2 前項本文の規程に関わらず、評議員選任・解任委員会をリモート（WEB会議、テレビ会議、電話会議を含む）の方法により開催し、又は評議員選任・解任委員会において書面による決議を行う場合においては、費用弁償は支払わないものとする。

3 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事長には、別表1により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別に定める役員等旅費規程に基づいて支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

(兼務理事)

第7条 理事において、施設、本部事務局の職員を兼務する者には、施設等の職員としての業務を除く当該法人職務に限り、職員給与に加え第3条1項「理事会出席報酬」を支給することができる。

(報酬等の支払方法)

第8条 報酬等の支払いは、次のとおりとする。

(1) 継続かつ定期的に当該法人に就業する役員等については、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、翌月25日に指定する金融機関の口座に振込む方法により支払う。

(2) 前項に該当しない役員等については、その都度、銀行振込または、現金にて支払う。

2 第3条、第4条及び第5条における報酬額は、源泉所得税額を控除した後の額として支払う。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じた時には、次の通り端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

附 則

この規程は、平成29年6月20日より適用する。

この規程は、令和3年10月1日に遡及改定し適用する

この規程は、令和5年4月1日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	費用弁償費
理事長業務報酬等（月額）	130,000円	交通費実費
理事業務報酬等（日額）	10,000円	1,000円
評議員業務報酬等（日額）	10,000円	1,000円
監事業務報酬等（日額）	10,000円	1,000円

注 1. 理事長及び理事業務報酬等については、職員との兼務がない場合に支給する。